

浦安市規則第82号

浦安市重度障がい者医療給付条例施行規則の一部を改正する規則

浦安市重度障がい者医療給付条例施行規則（昭和55年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 社会保険各法の規定による被保険者、加入者若しくは組合員又は被扶養者であることを証する書類

第9条第2号を次のように改める。

- (2) 社会保険各法の規定による被保険者、加入者若しくは組合員又は被扶養者であることを証する書類

別記第2号様式中「と新しい保険証」を「及び健康保険が変更したことがわかる書類」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。